

一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州
契約事務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州（以下「弊社」という。）における売買、賃貸借、請負その他の契約については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 契約の方法

(競争入札)

第2条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、3人以上を選定して入札に付さなければならない。ただし、特別の事情があるときは相手方を2人とすることができる。

(随意契約)

第3条 次の各号に定める場合など、合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

(1) 契約の予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める金額を超えない場合

ア 業務委託契約 100万円

イ 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

(4) 競争入札に付することが不利と認められる場合

(5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがある場合

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

(7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項の場合、契約担当者は、経済性に十分配慮して、相手方を2人以上選定し、見積書を徴するものとする。ただし、1件20万円以下の契約をしようとするとき及び特別の事情があるときは、相手方を1人とすることができる。

3 前二項において、特別の事情があるときは、見積書を省略することができる。

第3章 契約の締結

(契約書)

第4条 契約担当者は、相手方の決定をしたときは、契約書を作成するものとし、契約書には契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項及びその他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には契約書を省略することができる。

(1) 契約金額が100万円以下のとき。

(2) 官公署と契約するとき。

(3) 既製品（特殊な加工等を要するものを除く）等の買入れ契約をするとき。

- (4) 災害等で緊急を要するとき。
- (5) その他代表が契約書の作成を要しないと認めるとき

3 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な執行を確保するため、請書又は見積書その他適当な文書を徴するものとする。

(契約の解除、変更等)

第5条 代表において必要があると認めるときは、契約の全部又は一部を解除し、変更し若しくは中止することができる。この場合において、契約者に損害を与えたときは、契約者と協議して補償することができる。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は弊社に帰属するものとし、契約者に損害を与えても、弊社は補償の責めを負わない。

- (1) 期限内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行に際し不正の行為があったとき。
- (3) 契約条項に違反したとき。
- (4) 契約者としての資格を欠いたとき。
- (5) 契約の相手方として著しく不相当であることが判明したとき。
- (6) 契約者から契約解除の申し出があったとき。

(期限の延長)

第6条 契約者は、天災その他の理由により履行遅延のおそれがあるときは、代表にこれを証明する書類を添え履行期限の延長の申出をしなければならない。

2 代表は、前項の申出によりその事実を審査し、これを承認することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 契約に関する権利又は義務は、代表の承認がなければ他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約の承継)

第8条 契約者が死亡その他の理由により、履行不能となった場合において、その相続人又は後継者が契約の承継を申請したときは、代表は、第3条の規定に該当しない者に限り承認することができる。

(反社会的勢力の排除)

第9条 契約時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第10条 契約者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

2 前項の規定により、個別契約を解除した場合には、協議体はこれによる契約者の損害を賠償する責めを負わない。

(危険負担)

第 11 条 物件供給契約において、目的物の引渡し前に生じた一切の損害は、契約者の負担とする。
ただし、契約書に特別の定めがあるとき又は協議体の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 契約者は、前項に規定する損害を生じたときは、遅滞なくその旨を会長に報告しなければならない。

(物件の納入の通知及び検査)

第 12 条 契約者は、物件の納入が完了したときは、直ちに代表にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。

(物件の補足)

第 13 条 前条の検査の際又は検収後において、次の各号の一に該当するときは、契約者は、代表の定める期間内に供給物件の取替え、又は修理その他の補足をしなければならない。

- (1) 指定した設計書、仕様書、見本等と相違したとき。
- (2) 品質、形状、数量等が相違したとき。
- (3) かし担保期間を定めた場合において、その期間内に契約者の責めにより生じた破損、故障又は異状が発見されたとき。

2 前項に要する一切の費用は、すべて契約者の負担とする。ただし、代表がやむを得ない理由があると認めるときは、その費用の全部又は一部を免ずることができる。

(契約事務規程の疑義の決定)

第 14 条 この契約事務規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、代表が決定するものとする。

付 則 この規程は、令和 2 年 1 月 2 7 日から施行する。